

総 務 常 任 委 員 会

令和2年9月18日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 9 号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第11号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 工事請負契約の変更について
(旭市新庁舎建設建築工事)
- 議案第14号 工事請負契約の変更について
(旭市新庁舎建設電気設備工事)
- 議案第15号 工事請負契約の変更について
(旭市新庁舎建設機械設備工事)

出席委員（6名）

委員長	宮澤芳雄	副委員長	平山清海
委員	高橋利彦	委員	島田和雄
委員	伊藤保	委員	飯嶋正利

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（16名）

副市長	加瀬正彦	秘書広報課長	山崎剛成
行政改革推進課長	宮内敏之	総務課長	伊藤憲治
企画政策課長	小倉直志	財政課長	伊藤義隆

税 務 課 長 伊 藤 義 一
会 計 管 理 者 多 田 英 子
監 査 委 員 高 野 久
事 務 局 長
そ の 他 担 当 員
4 名

市民生活課長 遠 藤 泰 子
消 防 長 川 口 和 昭
環 境 課 長 高 根 浩 司

事務局職員出席者

事 務 局 長 花 澤 義 広
副 主 幹 黒 柳 雅 弘

事務局次長 向 後 哲 浩

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。大変お忙しい中、委員会の開催に当たりまして、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今週に入ってだいぶ秋らしい陽気になってきましたけれども、本日は南風のせいでしょうか、非常に気温が上がるということでもあります。どうぞ委員の皆さん、あるいは執行部の皆さん、上着を脱いで結構ですので、自分の体調に合った体勢でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。議会だよりの取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審議をお願いいたします案件でございますが、全部で5議案でございます。

内訳でございますが、予算関係が1議案で、これは議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、総務常任委員会の所管事項でございます。

次に、条例関係が1議案でございます。議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

それと、工事請負契約の変更についてが3議案で、これはいずれも庁舎に関わるものでございまして、議案第13号で、建築工事、議案第14号が電気設備、それから議案第15号が機械設備工事、それぞれの変更契約の議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 9 月 4 日の本会議において、本委員会に付託されました議案は、議案第 9 号、令和 2 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 11 号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 13 号、工事請負契約の変更について、議案第 14 号、工事請負契約の変更について、議案第 15 号、工事請負契約の変更についての 5 議案であります。

初めに議案第 9 号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 議案第 9 号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたところではありますが、何点か所管課において補足説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 市民生活課長。

どうぞ、長くなれば着座で結構ですから。

○市民生活課長（遠藤泰子） ありがとうございます。着座にて説明させていただきます。

議案第 9 号について、市民生活課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 13 ページをお願いいたします。

歳出になります。

2 款 1 項 10 目、説明欄 1 のコミュニティ育成事業 227 万円ですが、昨年の台風 15 号、19 号及び 10 月 25 日の大雨により被災した地区集会施設の修繕費の一部について、地域団体に対して補助金を交付するもので、財源は全額県補助金を充当します。

本年 3 月、県において昨年の台風等被害に限った補助金の交付要綱が制定され、地区集会施設の修繕に対し、市が補助金を交付する場合に、補助率 3 分の 1 の県補助金が市へ交付されることになりました。

市では、従来、コミュニティ育成事業補助金として、20 万以上の修繕に対して 2 分の 1 の市単独補助を行っておりますが、今回の県補助事業実施に伴い、昨年の台風等被害に限って、新たに要綱を制定し、20 万円以上の修繕に対しては 3 分の 2、20 万円未満の修繕に対しては

3分の1を補助することとし、既に従来コミュニティ育成事業補助金が交付済みの地域団体については、交付済みの補助額を差し引いた金額を追加で交付するものです。

今回対象となる地域団体は、蛇園区ほか、全部で15地区となります。

以上で、議案第9号、市民生活課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 税務課長。

どうぞ、着座で。

○税務課長（伊藤義一） ありがとうございます。それでは着座で失礼いたします。

議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、税務課所管の補足説明を申し上げます。

恐れ入ります、補正予算書の13ページをお願いいたします。

歳出からご説明いたします。

2款2項1目、説明欄1の税務総務事務費、12節システム整備委託料1,122万円は、個人番号カードを利用した税証明のコンビニ交付を導入するために必要なシステム整備委託料です。

コンビニ交付に関しましては、既に平成31年2月から、住民票の写し、印鑑証明、戸籍関係の証明書の交付を行っておりますが、感染症対策として、また、市民の利便性のさらなる向上を図るため、税証明のうち所得・課税・非課税証明書を交付対象とするもので、交付の開始は令和3年8月からを予定しております。

なお、本事業に関しては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を予定しております。

続きまして、繰越明許費になります。5ページをお願いいたします。

2款2項の事業名、税務総務事務費1,122万円につきましては、先ほど歳出でご説明いたしましたシステム整備委託料について、システムの構築に約10か月を要することから、年度内に完了が見込めないため、全額を翌年度へ繰越しするものでございます。

以上で、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いします。

どうぞ、高橋委員。

○委員（高橋利彦） 9ページですか、国庫支出金、補正が7億7,400万円ほどありますが、これは計画どおり使い切ることができるのかどうかお伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、国庫支出金です。これは新型コロナウイルス感染症対応
地方創生臨時交付金のことでしょうか。

これにつきましては、今回7億6,500万円ということで、アップパーということで予算にして
ございます。それで、これで執行残だとか、そういったものも起こるかと思います。これら
につきまして、12月だとかそこら辺でまた補正をするだとか、あるいは、そういった措置を
取るということになろうかと思います。これはあくまで国のほうの補助金で、この金額とい
うものでありまして、通常の補助金であれば、この金額がアップパーで、それが執行残とか、
執行して金額が少なくなったということであれば、それだけしか出ませんけれども、これに
ついては、この事業があれば、その金額全て出るということがございますので、その後、執
行残等がございましたら考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） これについては国は渡し切りですよ。残ったから返せとかそういうこ
とはないわけなんです。結局、これを上限に市に交付されるわけですが、ただ、この目的
どおり新型コロナウイルス感染症対策ですか、市でもいろいろ計画している中で、ものによ
っては、もうきちっと数字をつかまえているところもあるんですが、農業関係とか、商工関
係ですか、これはその受益者ですか、なかなか理解し切れない中で使い切るのは大変だと思
うんですよ。ですから、そういう中では、せつかくのそのために来た交付金ですから、目的
どおり使ってもらえるような措置を一つ、措置というより対応を十分考えていただきたいと思
いますが、どういう対応を考えているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 高橋委員のおっしゃるとおり、中小企業とあと農業者ですか、この
補助金につきましては、既に補正予算が成立しているですけれども、だいぶ執行残が出る見
込みであります。それにつきましては減額補正をして、あとほかにも該当となるコロナ対策
の事業というのがございますので、それをこれから検討しまして、それに充てていきたいな
というふうに思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） この交付金はかなり、今回、広範囲に使えると思うんですよ。そういう中でやはりこの地域の活性化、そのためにやはり、むしろ力を入れるべきだと思うんですよ。ほかの事業に使わない、ほかの目的に使わないで、コロナによって被害を受けた経済の活性化、これに使うべきだと思いますが、ちょっとこれはそうなりますと、範囲が広がりますので、財政課長では無理だと思うんですが、副市長はどういうふうに考えていますか。

○委員長（宮澤芳雄） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） 第1次補正、第2次補正、これで第3次になりますけれども、計画事業自体はもっと大きな額でいろんな種目を出してあります。そういうところに充てていくということになるかと思います。当然、経済対策は非常に重要だと思っておりますので、そこら辺には力を入れていきたい。今回もそういう形で商業者、それから農業者、飲食店、いろんな形でやっているわけなんですけれども、なかなか全部は消費し切れていないというのが現実だと思います。そういうところには、市としてもしっかりと対応していきたいと思っております。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、補足説明がありましたらお願いします。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） 議案第11号につきましては、本会議においてご説明申し上げた以外に補足して説明する内容はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 議案第11号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） こういう時期ですので、やはり値上げの時期は検討すべきだと思いますが、どのように考えているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） 高橋委員おっしゃるとおり、庁内の中でもこの時期にこういうものを上程するのはどうかなということで、いろいろと協議をさせていただきました。ですが、やはり昨年も検討した中で、台風の被害があったりとか、そういったことで1年遅らせた経過がありますので、それとあと、施行するのが来年4月ということでございます。

ので、庁内で検討した結果、やはりこの9月に提案させていただいて、来年4月からということに決定いたしました。それで市民の皆様もご理解いただけるかなということでやりました。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 市は競争相手がいないわけですね。早い話が独占企業なんですよ。そういう中で、ただ採算ばかり考えて値上げするのはいかがかと思うんですよ。ここはずっと日本の経済はインフレではなくデフレなんですよ。ですから、その辺もやはり考慮したほうがいいと思うんですよ、何年に一遍上げるんじゃなく。やはり使うのは市民ですから、そういう市民の観点に立った料金体系ですか、そういうのも必要だと思うんですが、それらを含めてお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、市民の観点に立つてということで、経済的観点だけではなく、行政改革アクションプランであったり、公共施設等総合管理計画の中でも、受益者に対するご負担というものを、どうあるべきかという市民の意見をいただいております。その中でもやはり多くの負担を受益者以外の方が負担している面を考えれば、適正に考えていただきたいと。そういった意見がありましたので、行政改革としまして、そういった面を考慮しながら進めてきた経過がございます。

それとあと長い期間、20年以上料金がそのままであったりとか、使用料といっても中身は特定の経費、光熱水費であったり、その管理にかかる経費、修繕費等、そういったものが年々古くなるとかかかってきますので、そういったものを充てるために幾らか利用していただく方に負担をいただいて、こういった施設が長い期間、皆さんに大切に使用していただけるように考えたものでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案11号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号、第14号、第15号の3議案については、関連がありますので、補足説明がありましたら、一括して説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第13号、第14号、第15号につきましては、それぞれ工事請負契約の変更でございますけれども、本会議で補足説明を申し上げておりでございます。

加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） それでは、議案第13号、第14号、第15号について、関連議案でありますので、順次、質疑がありましたらお受けいたします。

どうぞ、高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） この庁舎の関係なんですが、これは庁舎の関係で工事金額を増額する理由は、新型コロナウイルス感染防止の対策のための工事を一時中止したということですが、この中止の期間です。いつからいつまでの何日間か、まずお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質問に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

新型コロナ対策として現場の工事を中止した期間は、本年の4月25日から5月6日までで12日間です。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、この中止の期間は分かりました。そういう中で、4月25日から5月6日までの12日間ということですが、その期間はゴールデンウィークの期間で、土日祭日は何日あったのか。そしてその間、業務、つまり仕事ができる日は何日あったのか。それと大手企業はこのゴールデンウィークは連休となっていますが、奥村組も一部上場の企業ですから、そんな中で奥村組はどのような休暇体制になっていたのか。休暇になっていたのか、この期間、それをお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 現場の工事の日程につきましては、まずゴールデンウィークじゃない部分をお答えしますと、日曜日以外は工事を、土曜日は行っているというのが通常の勤務の体系でございまして、ただ、ゴールデンウィークにつきましては、私どもと同じように、祝日についてはお休みということで予定していたものでございます。その中に重なるような形で休止になっているということでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 日付でございしますか。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 何日間ということですよ。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 12日間の休止でございますけれども、その間で申し上げますと、4月29日は、その前、25日からですので、26日が日曜日ですので、そもそもお休みでございます。29日が祝日でございますのでお休みでございます。その後は3日から6日までは祝日だったり振替なりで、挟んだ祝日ということでお休みでございます。

ですから、これまでの営業の状況を見ますと、4日間は、コロナがなかったとしても、お休みという状況でございます。

以上です。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 失礼しました。日曜日も入れますと6日間。日曜日も入れますとさらに増えますが、失礼しました、6日分です。12日間でしたけれども、そのうちの6日はそもそもお休みという予定だったということです。

以上です。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） いいですよ、続けて。

○総務課長（伊藤憲治） 奥村組の会社のほうの体制でございますけれども、ここの現場ということに限らず、ほかの現場につきましても必要に応じてやっていたということで、細かい部分まではすみません、承知しておりませんが、ほかの現場でもやっていたということは聞いております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） この工事については、当初から土曜日もやっていたのか、それで今も土曜日もやっているのか。その中で、今回、この4月25日から工事中止の理由と、中止の期間は何を基準に決めたのか、そして、それは市からなのか、業者からの要請なのか、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 工事の進め方でございますが、当初から土曜日は工事をするというふうにやっていたと記憶をしております。失礼しました、正確ではありませんでした。毎週

土曜日が休みということではなくて、全部の土曜日をやっているということではなくて、月1回だけ土曜日はお休みで、そのほかの土曜日は工事を行っているということでございまして、そのやり方は現在も継続しているところでございます。

中止した理由でございますが、新型コロナウイルスが感染が拡大していたという中で、三密を避けるという部分もございましたし、そのほか、人のほうの手配もなかなか難しくなっているというような状況もございました。あるいは、ほかの建設業界の中での休みをしているというような動きもございました。それらを勘案して休みにしたいということで、実際の休みの期間につきましては、先ほど申し上げましたが、ゴールデンウィークの時期を挟んでということをお案じまして、そんなに影響がないようにということで考えていただいたものというふうにこちらとしては理解をしているところでございます。

その中止につきましては、まず業者の側から打診がございました。それが正当な理由なのかどうかということで、お互いに協議をいたしました。新型コロナの影響による休止などで、やむを得ないだろうということで、お互いに合意に基づきまして、休止ということで決定したところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、これは業者から申入れがあったと。それから、人の手配がつかないということでございますが、国交省から2月25日に出ています、通達が。その場合、その際の通達、どうなっているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 国交省からの通達がどんな内容かというご質問でございますが、ご質問の中にありました、その2月の通達というのはその後、もう2回出ているやつについての1回目の通達でございます。まずそれを申し上げます。

その中の内容をかいつまんで申し上げますと、発注者というのは受注者の感染防止の意向を尊重しまして、支援を行う観点から、受注者に対して工事の一時中止ですとか、工期あるいは履行期間の延長の意向を確認すると。その上で、受注者、これは業者のほうになりますけれども、業者から申出があった場合には、受注者の責め、責任でない場合、そして契約書に基づいて、工事の一時中止、あるいは設計図書の変更を行うと。その期間は、このときの通達では令和2年3月15日までとなっております。このときの通達では。

ただ、同じ内容がさらにもう2回出されておまして、4月にも出ておまして、5月に

も出ております。ですから、最初に言った3月15日という期限がございました。これは1回目でございます、あと2回通達が出されておりますので、取扱いの期間は延長されているというふうに理解して、取り扱ってきたところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いや、皆さん、自分らの都合のいいあれしています。2月25日に出た通達では、新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には速やかに受注者から発注者に報告すると。そういう中で対応と。また、公共工事の請負契約、これは工事の一時中止は発注者がするという事になっているんです。それが何で受注者がこの工事の中止を申し込んだ中で、それを取り入れたのか、つまり許可したのか。そういう中でまた、一時中止の期間は、本通知からというのは2月28日ですか、それから3月15日しか認めていないわけですよ。というのは、これを時系列で言いますと、2月27日には小・中学校の臨時休校を要請されているわけなんです。それで、国交省の通達に沿わない、何で4月、しかもゴールデンウィークにですよ、工事の中止を認めて、いや、それが工期の延長だけならいい。なおかつ、今度は工事費の追加を払うのかということなんです。まず、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 工期の延長でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、業者からの申出をそのままのみにしたということではございません。お話がありまして、お互いに協議をいたしまして、内容が確かに適切なものだというふうに認められるというふうに判断して、工事の中止ということを行ったものでございますので、そこはご理解をいただければと思います。

それと、通達の日時の話がまたございましたけれども、先ほど委員がおっしゃりました2月の通達が、1回目ということで私、申し上げたとおりでございます、2回目、3回目が同じ内容で、期間延長ということで出ておりますので、1回目だけで終わりということではないというところをご理解いただければありがたいと思っております。

それと、工事費を払うのかというご質問もございました。工事費の変更につきましては、大きく分けますと2つの内容があるかと思えます。

一つはコロナ対策による工期の延長、もう一つは鋼材のほうの供給が不足していることに

よる遅れということがございますが、そのどちらも業者のほうの責任にはすることはできないということで、それは市のほうで契約の変更に応じなければならないということで行っているものでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） この休止を認めた中で、工事の中止を認めた中で追加払いをするんですが、じゃ、この期間、市内の業者もかなり工事をしていると思うんですが、この業者の対応はどういうふうにしたのか。やはり全て平等にやるべきだと思うんです。ここだけなぜ延長になりますか。ほかの工事業者には何で延長しなかったのか、その点、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） ここでしばらく休憩します。

暫時休憩としましたが、ここで45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えしてまいります。

国からの通知の件でいろいろご質疑をいただいております。

もう一度整理いたしますと、2月のときに出了た通知とは別の形で、先ほど同じというふうに言いましたが、もともとの根幹は同じでございますが、2月の通知をさらにもっと強力にした形で4月7日に通知が出ているわけでございます。2月のときには、コロナが発生した場合ということでの対応でございましたが、4月7日には、同じ日に緊急事態宣言が発出されておりまして、コロナが現場で発生している、発生していないに関わらず、感染拡大を防止する観点から、それぞれの協議に基づいて、中止とか変更するということでの通知が来ているところでございます。

現にその時点では、現場では出ておりませんでしたけれども、市内では既に12例のコロナの感染もございましたので、事業を休止するという手続きを取ったところです。

ただ、日数を土日も含めまして12日間ということにしましたのは、市としてはなるべく工事は中断はしてほしくないというか、最短の形で収めたいという意向も踏まえまして、日数を12日間ということにしたところでございます。

市内の他の業者といたしますか、そこは財政課のほうからお答えをいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 他の工事については工事の中止をしなかったかということでございますけれども、2月25日の国からの通知、施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応についてということで、この通知を受けまして、担当課よりコロナ対策として工事の中止について意向調査を行いました。その結果、業者からの要望はなくて、中止をした工事はございません。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 先ほどいろいろ、るるお話をいただきまして、私もこの質疑に対してのものをしていると、4月7日の日に、この通達がきています。ここには、受発注者による協議と受注者の意向に応じた一次中止等ということでございます。このことに沿って恐らくやったと思うんですけれども、それで、いいですか。

○委員長（宮澤芳雄） ちょっと伊藤委員、すみません。マイクがダブっていますので、正確に録音ができませんので、発言者用のマイクの電源はお切りください。

○委員（伊藤 保） 先ほどのこの1番に、受発注者による協議と、受発注者の希望に応じた一次中止の措置ということで、このことが書かれています。それに沿って恐らく行ったと思うんですけれども、じゃ、これは全国でかなりやっているところがあると思うんですけれども、そのやっているところと比べて、どのぐらい全国でやっていたのか、どのぐらいというより、ほかの似たような中止例というのがあるのかどうかを伺います。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤保委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 全国におけるコロナによる休止ですとかの例でございますが、全部を完全に調べるということはちょっと難しゅうございまして、分かる範囲で少し調べたことをお答えをいたします。

調べた中で、3例ほど見つかりました。いろいろ中身は、延ばした期間等は異なっておりますが、一番長いものと期間延長で、約5か月期間延長したというような事例もござい

ました。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） これからさらにその後、令和2年の5月25日にさらにまた通達が出ているはずなんですね。この通達についても、やはり受発注者の協議を行って、その発注者の協議を行って、それで再度、見積りをしてくださいよという、その期間の見積りをしてくださいよというような、そういうことがここに書かれているんですね。

ですので、再度見積りをやった、見積りといったらおかしいけれども、話し合いをやった期間というのは、いつやったのかお聞きしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 休止期間を協議するに当たりまして、受注者であります奥村・阿部JVからは4月22日に申入れがございました。

その後、お互いに協議をいたしまして、これまで申し上げてきたような期間の休止として決めたところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） この庁舎の工事というのは令和元年の5月辺りから、この高力ボルト、部品ですね、これはかなり逼迫しているということで、ひょっとしたら部品が足りなくて、工事期間が延長するというような話もこの通達であるわけですがけれども、そして、やや逼迫という形でこれが11月19日に出たんですけれども、その後、インフルエンザ、あるいはコロナということで、この要請が国のほうから出ているというふうに解釈します。

あと公共事業の標準請負契約というのがあるんですよ。その標準請負契約というのは、やはり発注者が公共事業の場合にはやらなくちゃ、補償しなくちゃならないということが出ていると思うんですけれども、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） まず令和元年の5月頃に高力ボルトが不足しているというようなご発言がございました。確かに国のほうからは高力ボルト、これは鉄骨をつなぎとめるボルトでございますが、それが非常に不足していると。その根底には、鉄の材料自体が不足しているというのが当然あるわけですが、これが非常に供給のほうが不足しているということで、それについて安定化に向けてということで、国から通達が出ているところでございます。そ

れが結局、供給が逼迫しているというところで影響が出たというところがございます。

それと、公共事業については、請負契約につきまして、そもそもの約款の中で決めているところがございますが、その約款につきましても、国の標準の約款に基づきまして決めているところございまして、その中ではやはり受注者、これは業者でございますが、業者の責任ではない内容、あるいは予期できなかったような情勢で変更せざるを得ないような場合については工期の延長、あるいは請負金額の変更についても行わなければならないということで決められているところがございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） だいたい分かりました。

ただ、この中で工事の金額、その他、これは元請の監督業務とか、そういったやっている方たちの保険とか、そういったのも全部含めて入ってくるわけですね。公共事業というのはだいたい、いわゆる企業の育成というものもありますので、そうしたものが今、まだこの法律であるわけですがけれども、その辺のところは全部入っていると思うんですが、この金額はどういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 公共事業の中で、元請やら下請としての計算をどういうふうにしていくかでございますが、今回の金額の変更の内容につきましては、大きなものの一つとしては共通仮設費ということで計算をしております。もう一つは現場の管理費ということで計算をしております。あと一般管理費、大きな三つ、内容がございます。

これらの計算につきましては、国が定めております積算基準ということで積み上げておりますので、一部分の金額だけということではなくて、附帯した部分の内容も含めて積算をしているところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 設計変更ガイドラインというのがあると思うんですが、これは工事請負代金の何%でやったのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） ガイドラインというお言葉が出ました。ガイドラインにあります変更についての定めでございますが、元の金額の20%まででしたらば、途中で変更しないで、

一番最後のときにまとめて変更することが許されるというガイドラインでございます。今回の提案しております議案につきましては、全体で三つの契約を合わせて1.7%の変更でございます。20%からは相当下回る率でございますが、ただ、そもそもの金額が大きいこと、あと工期につきましても延ばすということで、工期がそもそも最初は12月までだったということがございまして、この時期に執行部の責任として提案をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは、この工期の延長願はいつ出たのか。毎月業者からの工事の履行報告が出ていると思うんですが、そういう中で、当初計画から見て、工事が進んでいた月は何か月あるのか。そういう中で、遅れが大きかった月は何か月、何月と何月で何%遅れていたのかお尋ねすると同時に、この7月の時点での遅れはどのぐらいであったのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 順番にお答えしていきます。

まず事業者からの工期の変更願でございますが、今年の7月17日に受理しております。そこで協議を始めたところでございます。

次に、履行報告でその時期ごとの率というご質問がございました。これは本会議の中でも一度お答えしておりますけれども、もう一度申し上げますと、質問の中では7月の時点というのが出ましたので、今年の7月の時点では、一番最初の予定しておりました進捗率であります68.9%と比べて、実績は59.2%ということで、マイナスの9.7ポイントということでございます。

それまでの間、進んでいたときがあるかないかというご質問もございましたが、契約が始まってそんなにたたない時点から、ずっとマイナスというところでございます。それは理由としまして、コロナということではなくて、鉄骨材料、そもそもの材料の不足というのがこれまでの議論でも出ておりましたけれども、それはもう去年のうちから鉄骨の材料が不足ぎみだというのがございましたので、そこが影響して、下請のほうで作っている柱の製作というのが一番最初の予定よりは遅れていたということで、ずっと全体の工程表のほうの遅れにつながっているものでございます。

以上です。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 答弁漏れがあったようで、大変失礼しました。認識がちょっと足りなくて申し訳ありません。

遅れが大きかった月、先ほど申し上げた7月は9.7ですので違います。そのほかに、今10%という基準といいますか、お示しがございましたので、今年の3月はマイナス15.1%、翌月4月が18.2%、5月が12.6%、少し飛びまして、先月8月が13.9%、今、申し上げました四つの月につきましては、10%を超えたマイナスでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いや、この工事、最初から遅れているんですよ。そんな中で7月17日に工期の延長願が出たということでございますが、なぜ3月、4月、5月、この時期に延長願が出なかったのか。本来だったらここ出てくるべきだと思うんですよ。それで、そんな中で7月に延期願が出て、決まったということでございますが、ゴールデンウィーク、実際、仕事を休んだのは五、六日でしょう。それが何で今度は12月まで完成が3月、約3か月も延びるのか。この休止願、5日か6日で、そうすれば、5日か6日の工事完成の遅れでいいじゃないかと思うんですが、そこをお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 去年のうちから遅れているのではないかとということでございますが、確かに去年の時点で遅れるかもしれないという不安は出ておりました。ただ、まだ最終の工期までには、その時点では日数といいますか、月数といいますか、それがだいぶ残っておりますので、その時点では遅れるかもしれないという不安はございましたが、どこかで取り戻せるのではないかとということで、契約の変更も行っておりませんでした。

実際は先ほど申し上げたとおり、一番最初の予定よりはずっと遅れた形で過ごしてきたわけでございますが、今年に入りまして、コロナが蔓延してきたわけでございますが、3月とか5月に、では変更をかけなかったのかというのが次の質問としてございました。そのときにも考えなかったわけではございませんが、ほかにといいですか、工期をなるべく短くするようなことを考えておりました。ですから、その時点では、そのまますぐ単純に変更ということではなくて、ほかの工法等、工夫しながら、工期を少しでも短縮することはできないかということで考えていたところでございます。

実際、一番最初に危惧された延期の期間よりは、半月ほど短くすることができるということが分かってきました。ただ、そうこうしておりましたけれども、新型コロナは一向に収まる気配はありません。多少鎮静化はしておりますけれども、完全に収まるということはありませんし、12月という最初の工期設定がある中で、もう挽回することは難しいという中で、今回、変更契約ということで行わせていただこうとしたところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いや、3月、4月、こんなに遅れたら挽回できるはずないでしょう、課長、どういう計算でやっても。そんな中で、この時期に工期の延期願を出させて、やって、早くできるなら問題ないでしょう。何でこの、遅れならともかく、ここで延期願を出させて、例えば2月、3月にする。それが12月にできるなら何ら問題ないでしょう。それと、またよく材料不足だの、人手不足だのということでございますが、そういうのは理由にならない、人手不足なんかというのは、なおさら理由にならないと思います。

それと同時に材料不足だと言いますけれども、今、鉄鋼業界、生産過剰なんです。そのために今、日本の鉄鋼業もまた再編を考えなくちゃならないとやっている。一時、ボルトの件は不足しているとか何とか、鉄鋼は過剰なんです。それと同時に、また結局ここで工期の延長願を出させておけば、何も鉄骨の仮置場なんかやる必要ないんですよ。恐らく鉄工場だって、これはこの庁舎の鉄骨だっていろいろやっていますから。計画的にやっている中では、どうしたって今度はこっちの現場が遅れれば、これは向こう、計画どおり作っていたら置場がなくなる。ここで3月頃に延期願を出しておけば、そういう問題もない。ないと同時に、またこれは市には関係のないことなんです。受注業者の関係じゃないですか。それで、じゃ、鉄骨の仮置場を云々という話ですが、じゃ、これは鉄骨の仮置場、いつからいつまで、どこで借りたのか。当然まだ、それだけの追加の財源を市から出すとなれば、やっぱり何らかの形で確認していると思うんですよ。その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 質問が長くなりましたので、答弁は整理をして、答えられるようになりましたら、挙手をしてください。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 幾つか質問がございました。整理したつもりでございますが、もし不足がありましたら、またご指摘をいただければと思います。

挽回をできるのではないかという私の答えに対して、3月、5月にすればよかったのでは

ないかというような質問がございました。そういう手法も確かになかったわけではないと思います。ただ、それは工期の延長ということだけに踏みとどまってしまいますので、それに付随しまして、金額も当然変わってくるということで、その精査もしなければならないという部分もあったということはご理解をいただければと思います。

さらに申し上げますと、今回提案しています変更契約の金額につきましては、工期の延長だけではなくて、違った部分での設計の仕様による変更も加えておりますので、変更を何度もかけるということではなくて、きちんと全体を精査した中で変更したほうが良いという判断の下に、ここに及んだところでございます。

あと人手不足、材料不足というようなご発言もございました。今は材料が余っているというようなご発言もございましたが、鉄骨の材料に基づきます柱の製作につきましては、契約した直後からスタートをしております、去年のですから4月とか5月の話でございますが、その時点では材料が逼迫していたというところでございます。それを物語るように先ほどお話にも出たかもしれませんが、高力ボルト、その材料はもともと鉄でございまして、そちらも不足しているということで、国からも通達が出ていたのが去年のことでございます。

それと、仮置場についての話がございました。仮置場につきましては、下請の業者が福島県で鉄の材料を製造しておりましたので、福島県内に仮置場として設けていたものでございまして、期間としましては、全部で57日間でございます。4月の終わりぐらいから6月の初めまでの約2か月間くらい、そこを仮置場として使っておりました。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員、答弁漏れはないですか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 期間延長と金額が何でマッチングするのか。期間延長と金額は全然関係ないでしょう。こちらから、こうなっているでしょう、ここに結局、公共工事標準請負契約約款第20条第1項に、請負者が工事を施工できないと認めたときは、工事の施工って、この際はコロナですよ。この中で工事の一時中止を命じなければならない。その際は、発注者において、請負金額もしくは業務受託料の変更をということであるわけですよ。大きく遅れている3月、4月頃に変更届すれば、何ら金額は関係ないわけですよ。工期の延長だけでいいわけですよ。いや、工期が延びるということは、これは問題あるでしょうけれども、工期が早まるということは、契約の中で市として何ら問題ないでしょう。普通には違反にならないでしょう。だからそこで、工事延期と金額変更はなぜということで、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 委員長より、答弁をされる執行部の皆様にお話しします。

質問が大変長くなりますので、また、探す書類もたくさんあると思います。答弁はこの3議案に関しては、着座のまま答弁していいですので、許可をしますので、お願いします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 大変ありがたいお答えいただきまして恐縮です。本当にお言葉に甘えまして、着座ということで失礼いたします。

○委員長（宮澤芳雄） 時間短縮のために、どうぞ。

○総務課長（伊藤憲治） 質問の要旨は、工期の延長は仕方ないにしても、どうしてお金を払うのかということではないのかなというふうに理解をしております。3月のときに、あるいは3月とか5月の早い段階で工期を延長すれば、お金を払うことは必要ないのではないかと、いうご発言があったように記憶しておりますけれども、工期が延長ということになりましたらば、それに付随しましてといいますか、連動しまして、お金のほうを増加ということで影響してまいります。それは実際に現場のほうの作業員が関わる部分ではなくて、現場の事務所ですとか、監督ですとか、そのほかの部分、その他付随する部分につきましては、工期が延長されたことに伴って金額が増えますので、工期の延長だけをやっておけばいいということではなかったということで、その金額の積算あるいはもっと違う方法がないのか、違う変更がないのかということを探していたということで、そのときには変更しなかったということでございます。

それと、標準約款を引用いただきまして、市が命じた場合には確かにこちらが責任といたしますか、負担を負うというのは、これは当然のこととございまして、今回、金額を変更しておりますのは、こちらから命じたということではなくて、お互いの協議に基づきまして決めているところでございます。それは事情があれば、それぞれ申出をする。それに基づきまして、お互いに協議をする。協議をした上で変更しているところでございまして、今回の変更の理由としての内容は2つ大きくございまして、何度も申し上げますように、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために影響が出ている。直接的には12日間といいますか、実質6日だったのかもしれませんが、そのほかにも鉄骨の供給の遅れ、これもございます。それは業者のほうの責め、責任にさせることはできない内容ということで、その中で必要な部分の金額を積算して、今回の変更契約の内容としたところでございます。

その内容は、何度も申し上げましたとおり、現場の事務所の仮設建物費、仮設費、これも期間が延びれば自動的に金額が増えてまいりますので、リースでございまして、増えてまいり

ます。現場事務所にいる現場監督員、作業員でございます。監督員です。監督員も常に常駐でございますので、その部分の人件費等は連動して必ず増えてしまいます。それにプラスして一般管理費等も含めました額をやったということで、工期を延ばすことによって、最低限必要という言い方が正しいかどうか分かりませんが、必ず増えるという部分に限って、金額を増額しているものでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 工期の中止期間は約10日でしょう。10日なんですよ。12日ですか、そのうち半分は休日、日曜、祭日なんですよ。土曜日は仕事をやっているということですから、半分なんですよ。そうすると、その12日間は、これはお互いに合意の上に延長したからいいでしょう。なぜその12日間だけの金額でないのか、一つお尋ねします。3月まで延びたのは、これは先ほど課長が言っていました、人手不足だとかなんとかということをしていましたよね。人の手配が難しいとか。業者の関係で延びたんでしょう。市と業者、受注業者の関係は10日間でしょう。なぜ10日間の経費と同時に、完成時期、10日間でないのか、遅れが、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 引き続き着座のままで大変失礼いたします。

委員おっしゃられたとおり、目に見える形で休止したのは12日間、お話にもあったとおり、実質は6日間ではないかということでございます。2.5か月、2月半延長したというのが結果でございますが、これにつきましては新型コロナによる工事現場の休止という理由だけで2月半延ばしたということではございません。新型コロナで見た直接的な休止した期間というのに付随しまして、その後も三密を避けるための工事の対策というのは取っておりましたし、その前から既に取りっておりましたし、ですから、新型コロナが発生しなかったときと比べまして、今の現場の体制というのは、異なった部分がございますので、目に見えて休止した部分だけが単に延びればよいというものではないというところがまず1点ございます。

もう一点ありますのは、これも何度も申し上げておりますけれども、材料となる鉄骨、これの需要が追いついていなかったという部分が大きくございます。それは、今年に入ってからということではなくて、去年のうちから、そこは危惧されていたという部分がございましたが、どこかで挽回できるのではないかとということで、ここまで様子を見ていたというところがございました。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 鉄骨の遅れがあるということであれば、当然業者からこういうことで鉄骨が入りませんよと。何でそこで延長願が出なかったのか。本来だったら竣工期間が、竣工日が遅くなるようだったら、業者からこういう理由で鉄骨が入らないからという、じゃ、延期願をお願いしますと出てくると思うんですよ。そんなのは取ってつけたへ理屈だと思っ
てですよ。そういう中で皆さん方、コロナ、コロナで、コロナをメインにやっていますけれども、これはコロナに便乗した、むしろ悪乗りじゃないかと思うんですよ。その辺は答弁いいから、鉄骨が遅くなった段階で何で延期願が出なかったのか、業者から。その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 業者からは、去年の6月くらいに事務レベルではお話がございました。それは、鉄骨のほうの納入が契約したときの予定よりは遅れそうだというお話はその時点でございました。

ただ、それはまだ最終的な工事期限まで相当な月数ございましたので、それはそれとして、一旦お受けというか、話は聞きましたけれども、その時点では引き続き工期内にできるように努力してほしいということを市のほうから申し上げていたという状況でございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 全然整合性がないんですよ。鉄骨が少なかったと。今度は鉄骨の確保ができて、それがうちの現場に間に合わないから仮置きしたとか、全く整合性がないんですよ。皆さん、それは確認しているんですか、きっちと。いずれにしても、この庁舎建設に関しては、設計、監理監督が1業者でやっていくから問題があると思うんですよ。本来ならこれだけの工事であれば、設計、監理監督は別にやるのが本当なんですよ。そういう中で、あそこにまたあれでしょう、市の職員が行っていますけれども、まるっきりの素人でしょう。そんな中で、これでは、みんな業者の言いなりじゃないですか。それをお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 本題のほうで言います。監督、監理を1業者でした理由でございますが、設計した業者と同じ業者にやっているという実態でございます。その理由と申しますのは、設計した意図というのをきちんと伝えて、工事を施工させるという意味で、同じ業者

ということでやっているものでございます。もちろん別の業者にするというのも可能ではございますけれども、それよりは同じ業者に、設計をした業者に施工から監理までやったほうがいいものがきちんとできるということで行っているところでございます。

職員もということでございますが、これだけの大きな工事ということになってまいりますと、市の資格を持っている職員、確かにおりまして、毎日のように現場には行っておりますけれども、全てをその職員が担うというのは現実、難しゅうございます。そのために業者が存在しているわけございまして、そこにお金もお支払いして、業務をお願いしているところでございます。

ただ、全体として、市の職員は一級建築士の資格を持っておりますので、全てをそこで監理監督ということではまいりませんが、必要な部分については市のほうでも、そこはきちんと見守っているといいますか、進捗のほうを管理しているというところでご理解をいただければと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 設計業者が自分の思うように工事が進むからということでございますが、結局、やはりそこは分離したほうが、きちっとした仕事ができるんですよ。というのは、やはり、何でも他人の目から見たほうが、それより何より、やはり結局あれでしょう、設計業者というのは、市とあまり取引がないんですよ。やっぱり業者なんですよ。業者のほうを向くから、今回だって、こういう問題が起きるんですよ。これが、関係のない業者が監理監督すれば、こういう追加払いなんかということは話題にならないんですよ。結局、なぜ追加払いが出るかといえ、やはり業者は全て知っていますから、市の予定価格に対して落札金額がこうだから、まだ予算があるからということで、結局、市に追加を求めるわけなんですよ。そんな中で、全く皆さん方は説明のつかない説明をするんですよ。延期だけは私はいいいと思うんです。追加払い、泥棒に追い銭だと思えるんですよ。皆さん方、個人の工事だったら、こういう追加払いをしますかね。まして、そういう中で。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 今、意見を言っているところですから、お待ちください。

○委員（高橋利彦） 普通、工事の延期が10日であれば、10日分だけ払えばいいと思うんです。そんな中で、先ほども鉄骨が不足していた。今度は結局、加工が進んだ中で、仮置場とか、全く矛盾した答弁なんですよ。その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えした内容が全く矛盾したというふうに思っておりません。きちんと国の通知、あるいはいろんなこれまでの作法、それに基づいて行っているというふうに確信をしております。

それで、業者を1社にした場合には、業者の言いなりになってしまうんじゃないかというのがございましたが、監理するほうの業者というのは実際の現場の人間につきまして、最初設計した人間とは別の人間を充てているということでございますので、そこは申し上げておきます。

それと、自分たちのお金だったら、そういうのは払わないのではないかというような趣旨のご発言があったやに。よろしいですか。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） では、すみません、あえて申し上げます。

一般の住宅では、現場の事務所というのではないかと思います。監督員もそこに常駐しているということはないかと思います。ただ、あの大きな工事、現場なども視察いただいておりますので、お分かりいただいているように、現場の事務所、あんな立派なものもございます。監督員も監視する部分もありますので、常に常駐しております。契約の期間が延びることによりまして、連動して、そちらの最低限必要な経費については計算として出てきますので、積算として出てきますので、それは業者のほうの責任ではもともとない理由からということで、変更に加えているというところでございまして、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 結局、変更理由です。鉄骨の一時仮置きによる経費、これは幾ら見ているのか。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 鉄骨の一時仮置きによる経費の増額分は、547万8,000円を今回見ております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） では、この仮置場の面積と、面積というか、倉庫なんですか、それとも空き地なのか、お尋ねします。

それから、ある程度みんなまとめて質問します。

このひさしの製作工法の変更に関わる経費、これは幾らなのか。そんな中で、やっぱり現場と工場で作ったのでは全然質が違うと思うんですが、幾ら工期を早めようといっても、先ほどの話では、半月ぐらいということで作ったんですよ。それをあえてなぜこのようにしたのか。

それから、発生土の置場の整備に関わる費用、これは当然、当初の契約に入っていると思うんですが、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） ちょっと質問と順番とは違うかもしれませんが、お答えしてまいります。

鉄骨の一時仮置きにおける面積でございますが、4,000平方メートルでございます。そこは倉庫ではございません。平たく言えば空き地でございます。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 金額につきましては、先ほど申し上げたのではないかと思います、547万8,000円です。それは、500何万円と申し上げましたのは、全部込み込みで含めた金額でございます。

それと、ひさしの変更に係る件でございますが、まず金額ですが、1,174万3,000円です。

工場で作った場合と現場で作った場合での質が違うのではないかとということでございますが、違いはないというふうに聞いております。

それと、発生土についてのお話ございました。発生土についての追加の金額は790万5,000円でございます。その部分について最初から入っているのではないかとのお尋ねでございましたが、そこにつきましては、一部分は入っておりました。ただ、場所を当初の仕様のときには確定をしておりませんでしたので、場所に応じて、置くための仕掛けが必要になってまいります。具体的には鉄板を敷くとかという作業が出てまいりまして、場所が決まりましたので、そういった鉄板を置くですとか、土が飛ばないように散水をするですとか、場所によって交通に影響がないように誘導員を置くですとか、そういった経費が当初見ていなかったということで追加したものでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、今、説明を聞いていますと、もう業者の言いなり、業

者にそれだけ金を払うがための、結局増額なんです。全く考えられないですけどね。私は10日間工期を延長して、何でこんなに増額しなければならないのか。あと、何を言ってもしょうがないですけどね。皆さん方は、執行の出した予算はあくまでも通したい、どうせ議員には分からないんだからということで、いいかげんな理屈をつけてやっていると思うんですよ。市民の貴重な税金ですから、有効に使っていただきたいと思いますよ。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 答弁もらいますか。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） すみません。決していいかげんな仕事をやっているというふうには思っておりませんので、そこはきちんと申し上げたいと思って、あえて発言をさせていただきました。

貴重な税金というのは重々承知しているところでございます。ただ、契約でございますので、業者側、市側、これは民法上の部分もございまして、対等の立場でそれぞれを尊重しなければならないという部分もあろうかとございます。そうした中で、業者側の責任に負わせる内容ではないということで、市のほうで、今回の増額ということでやっているものでございますし、それは工期の変更の部分についても当然でございますが、それ以前の仕様、内容を変えたという部分につきましては、こちらからの要請でございますので、当然増額するというので、今回の変更契約の提案ということでさせていただいたところでございますので、ぜひご理解を賜ればと思います。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そういうことを言うなら、課長、何でもっと明確な答弁ができないのか。担当課長でしょう。もっと明確な答弁ができて当然なんです。何が何だか分からないで、出せば議会は通るんだと、そういうことから、そういう答弁になっちゃう。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第13号、14号、15号の質疑を終わります。

なお、総務課長、正しい答弁のために時間を一生懸命尽くしていただいて、委員長より感謝します。ご苦労さまでした。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、工事請負契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、工事請負契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成多数。

よって議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、工事請負契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成多数。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(宮澤芳雄) ご異議なしと認めます。それでは、委員長一任とさせていただきます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

○委員長(宮澤芳雄) これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時43分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 宮 澤 芳 雄